

久留米市における地域生活支援拠点等の設置について

1 これまでの協議事項

No	日付	協議会等	内容
1	H30.10.11	平成30年度第1回 計画推進部会	・拠点整備に関する概要説明
2	H31.3.19	平成30年度第2回 計画推進部会	・他市の整備例 ・他市視察報告
3	R1.5.15	利用状況調査	・グループホーム等の受入可能人数調査
4	R1.7.4	令和元年度第1回 計画推進部会	・既存の事業と拠点整備における課題 ・委員意見聴取
5	R1.7.12	意向調査	・拠点の協力機関としての参加意向調査
6	R1.8.30	令和元年度第2回 計画推進部会	・委員意見を踏まえた論点整理 ・緊急時を想定した対応イメージの提示
7	R1.12.5	基幹相談支援センター センター長会議	・緊急時を想定した対応に関する意見交換
8	R1.12.20	障害者支援施設協議会	・拠点整備に関する概要説明 ・協力依頼
9	R2.8.6	基幹相談支援センター センター長会議	・「緊急事態に対応した支援体制」に関する意見交換
10	R2.9.24	相談ネット	・「緊急事態に対応した支援体制」に関する説明 ・協力依頼
11	R3.2.26	意向調査	・緊急時受入れ施設、バックアップ施設としての意向調査
12	R3.3.18	相談ネット	・R3年度「緊急事態に対応した支援体制」の実施に係る事務手続きの説明

2 久留米市における地域生活支援拠点等の整備

(1) 整備の方向性

【 平常時において支援体制の充実を図る 】

緊急事態に対応する相談支援体制を構築することで、障害者が地域で安心して暮らし続けるためのネットワークを整備する。

ポイント1	個々の障害者について緊急事態に備えた支援方法をあらかじめ構築し、緊急事態が発生した際に迅速な対応がとれるようにする。
ポイント2	指定相談支援事業所や障害者基幹相談支援センターを中心に、個々の障害者に対する支援体制を構築する。
ポイント3	障害者が地域で安心して暮らし続けるためのネットワークを整備することにより、障害者が施設や親元から一人暮らし等へ生活の場を移行しやすい環境を整備する。

(2) 地域生活支援拠点等の整備の内容

No	機能	久留米市
1	相談	<p>(1) 指定相談支援事業所及び基幹相談支援センターを中心に、対象となる障害者を選定し、支援者と共同して緊急時の支援方法を事前に協議する。</p> <p>① 想定する緊急事態 <u>「障害者とその障害にかかる状態が急に変化する場合や、介護者の急病等により介護が受けられなくなる場合」とする。</u> (対象外) I：病院に入院する事態や警察に保護される事態 II：自然災害（地震など）等の発生 (令和3年度対象外) III：当日の夜間に緊急事態が発生し、即座に短期入所での受け入れを開始する場合</p> <p>② 対象者 「以下A、Bいずれも満たす障害者を対象」 A：<u>一人暮らし、又は一人の介護者と同居している障害者</u> B：<u>上記①の緊急事態が生じた場合、一人で生活することが困難な障害者</u> (令和3年度) I：相談支援事業所又は基幹相談支援センターが支援している障害者</p>
2	緊急時の受け入れ・対応	<p>(1) 実際に緊急事態が発生した場合は、事前に準備した方法により緊急時受け入れを行う。</p>

3	体験の機会 の場	(1) 個々の障害者について、事前に緊急時の対応を協議する 中で、必要に応じて体験の機会を設定し、緊急時対応の ための事前準備を行う。 (2) 地域移行支援事業所及び地域定着支援事業所を中心に、 施設、病院又は親元から地域で自立した生活を営むこと ができるよう、一人暮らしや就労に向けた支援を行う。
4	専門的人材 の確保	(1) 緊急時受け入れに対応できるよう、障害者基幹相談支援 センターにおいて強度行動障害に関する研修、久留米市 介護福祉サービス事業者協議会による重症心身障害児者 に関する研修を実施し、支援ができる人材及び事業所を 増やす。
5	地域の体制 づくり	(1) 障害者地域生活支援協議会の各部会（施策推進部会およ び各分科会、計画推進部会、地域包括ケアシステム検討 部会）において、地域における障害者への支援体制や活 用について検討する。

3 今後の取り組み

(1) 相談分科会による相談体制の充実

指定相談支援事業所や基幹相談支援センターは、事前に緊急事態に備えた支援の協議結果を相談分科会に提出し、その結果を相談分科会で共有し相談体制の充実を図る。

(2) 想定する緊急事態および対象者の拡大

令和3年度は想定する事態や対象者を限定しているが、実施状況を踏まえ対象の拡大を図る。

(3) 計画推進部会による検証および検討

- ① 地域生活支援拠点等の運用状況について、計画推進部会にて前年度の実施報告を行い同部会において協議する。評価および意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を図る。

(例)

- * 緊急事態に備えた受入れに協力する短期入所事業所のリスト化
- * 緊急事態に備えたヘルパーの自宅への派遣 等

4 参考

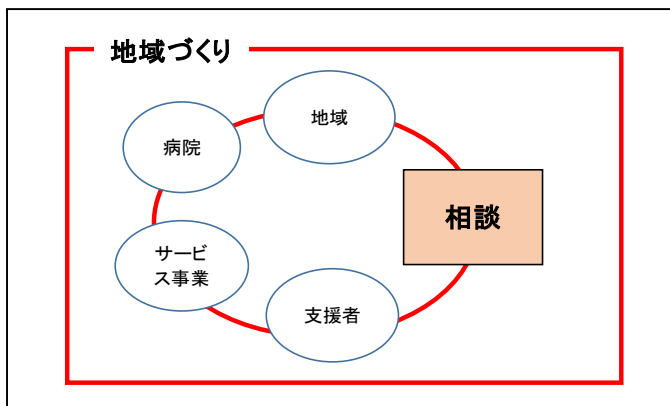
(1) 支援体制の構築プロセス

手 順	内 容	備 考
1 対象者の選定	自事業所の利用者の中から上記2に該当する利用者をリストアップします。	リストアップした利用者から、緊急事態が発生する可能性や、緊急事態が発生した場合の生活の困難さなどを勘案し、優先順位をつけます。
2 支援者の選定	リストアップした個々の利用者について、現在の支援者及び支援者となり得る関係者を選定します。	支援者には、短期入所事業所などの障害福祉サービス事業所の担当者、保健・医療機関の担当者、地域の方などが考えられます。
3 支援者協議	支援者を招集し、緊急時の対応について協議します。 <ul style="list-style-type: none"> ・どのような緊急事態が想定されるか。 ・緊急時にだれがどこに連絡するか。 ・短期入所事業所までどのように移送するか。 など 	地域体制強化共同支援加算(A)を算定するためには、3者以上の支援者と共同して協議し、協議内容について本人や家族に説明する必要があります。 必要に応じて、複数回の協議を行います。
4 報告書の提出	「3 支援者協議」の内容を記録書にまとめ、相談ネット事務局に報告します。	報告内容は、地域生活支援協議会において支援体制の充実等の検討に活用します。
5 サービス等利用計画案の作成	短期入所の体験利用等についてサービス等利用計画案を作成する必要がある場合は、作成し障害者福祉課に提出します。	短期入所の体験的利用に係る支給決定については、「4 報告書の提出」を前提とする予定です。 そのほかは、通常サービス等利用計画の作成プロセス等と同様です。
6 短期入所の体験的利用	緊急事態の発生に備えて、短期入所の体験的利用を行います。	この場合、地域生活支援拠点等相談強化加算(B)は算定できません。
7 見直し等	上記6までの結果を検証し、支援体制の見直し等を行います。	「2 支援者選定」から見直す必要がある場合もあり得ます。 要件を満たす場合は、地域体制強化共同支援加算(A)を算定することができます。(記録書必要)
8 緊急時対応	実際に緊急事態が発生した場合、事前に準備した対応方法に沿って対応します。	相談支援事業所が短期入所の緊急利用に関する調整を行った場合で要件を満たす場合は、地域生活支援拠点等相談強化加算(B)を算定することができます。

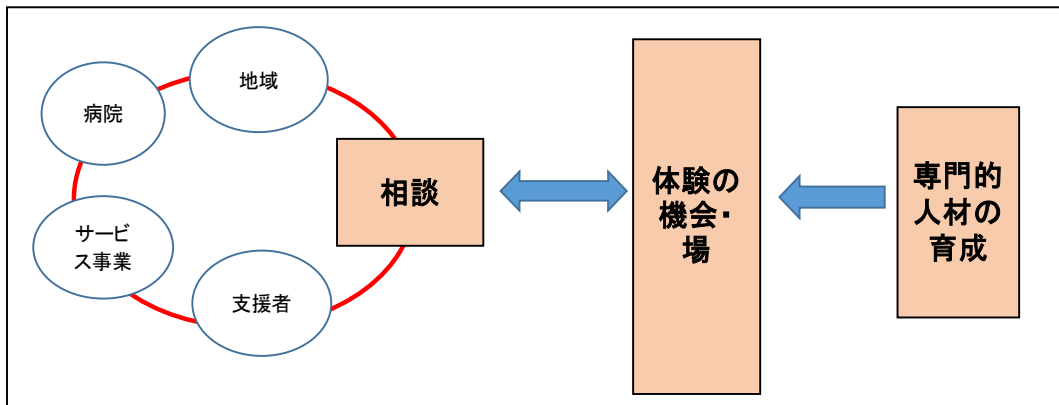
手順	内容	備考
9 見直し等	実際に行った「8 緊急時対応」を踏まえて、支援体制の見直し等を行います。	「2 支援者選定」から見直す必要がある場合もあり得ます。 要件を満たす場合は、地域体制強化共同支援加算(A)を算定することができます。

(2) イメージ図

①支援方法の検討



②体験の機会



③緊急時の受け入れ

